

一、八尾東通り経緯ノ意思

二、三々會社ノ都合ニ依リ解雇ノ場合ハ退職及勤続手當ハ五割増給

四、八日給ノ半額ニ支給

五、ハ拒絶ス

六、ハ考慮ス

前記回答ニ依リ第一回ノ会見ヲ終リ更ニ今日第二回会見席上勞働

者側ヨリ

要求事項トシテ

一、會社ノ都合ニ依リ解雇スル場合ハ日給一ヶ月分ヲ支給セヨ

二、退職手當ハ現在ノ倍額ニスルコト

叙上ノ再要求ニ對シ全部拒絶シ三度交渉セルカ會社側ハ果一回答

以上不可能ナル旨ヲ述ハ以果ノ状態トナレリ

爾來交渉ハ行詰リトナリ急<sup>キ</sup>ニ交渉スルニ至レルカ去ル九日勞資

代表ノ会見ニヨリ別記誓約書及承諾書ノ通り互譲ニ依リ解

決マルカ内容ハ経営員側主張ヲ容認マシタリ

其ノ後平常通り就業セルカ會社側ハ内心不協ニシテ早晚適

當ノ時機ニ於テ整理ノ意向アリ<sup>ト</sup>カ<sup>ク</sup>後<sup>ニ</sup>本件ハ不日再燃スハ

メモト認メラル

心及申(通)水假也

附記 誓約書

誓約書は経営者側が提出し、労働者側が署名したものである。

労働者側は、この誓約書に同意し、労働組合の代表として署名した。

労働組合は、この誓約書に同意し、労働組合の代表として署名した。

労働者は、この誓約書に同意し、労働組合の代表として署名した。